平成２８年（フ）第１４５１号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟804号
債務者　**廣**瀬知奈美
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１号
山口県周南市福川中市町10番26号、前住所山口県周南市御姫町８番５号　平和コーポ１Ｆ
債務者　稲葉　真美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第７２号
山口県周南市大字久米324番地の51県営住宅Ｃ－201号、前住所兵庫県加古郡播磨町古田２丁目５番３号
債務者　森山　　涼（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第７９号
山形県南陽市宮内3350番地の２
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８１号
山形県南陽市砂塚2196番地の５
債務者　渡部久美子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８５５号
埼玉県新座市北野３－９－16　エクセルハイム201、住民票上の住所埼玉県越谷市瓦曽根２丁目４番56号
債務者　田中　沙織
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８５６号
埼玉県志木市中宗岡１丁目８番43号
債務者　大谷　敏子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８９１号
埼玉県志木市中宗岡１丁目10番27号
債務者　藤橋祐三子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９１５号
埼玉県上尾市緑丘１丁目13番16号　むらまつハイツ202
債務者　中澤ミヨ子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９４１号
埼玉県川口市大字芝4548番地の１　コーポグリーンＣ－202号
債務者　水内　政幸
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６３号
さいたま市緑区松木２丁目24番地６　パインパーク102号
債務者　瀬戸崎憲孝
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８６号
さいたま市岩槻区大字馬込949番地７
債務者　斉藤　裕子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２９号
埼玉県加須市外川453番地21
債務者　谷山　　卓
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７５号
さいたま市浦和区領家７丁目20番16号　１－204
債務者　内田　幸夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７８号
さいたま市岩槻区西町３丁目５番５号　伸栄ハイツ201号、旧住所さいたま市岩槻区西町３丁目５番５号　伸栄ハイツ202号
債務者　酒井　道夫
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７９号
さいたま市浦和区常盤６丁目22番６号　コーポＫ202号室、旧住所さいたま市浦和区常盤６丁目13番９号
債務者　白木　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係